

様式 1

英領バミューダ

1. 個人情報の保護に関する制度の有無

包括的な法令として、以下の法令が存在する。

個人情報保護法 (Personal Information Protection Act 2016)
- 施行状況 : 2016 年 12 月 2 日一部施行、2025 年 1 月 1 日全部施行 (予定)
- 対象機関 : 公的部門及び民間部門
- 対象情報 : 識別された、または識別可能な自然人に関するあらゆる情報

2. 個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報

EU の十分性認定 : なし

APEC の CBPR システム : なし

3. OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利

OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。

- ① 収集制限の原則 : 一部規定されている (未施行)。
- ② データ内容の原則 : 規定されている (未施行)。
- ③ 目的明確化の原則 : 規定されている (未施行)。
- ④ 利用制限の原則 : 規定されている (未施行)。
- ⑤ 安全保護の原則 : 規定されている (未施行)。
- ⑥ 公開の原則 : 規定されている (未施行)。
- ⑦ 個人参加の原則 : 規定されている (未施行)。
- ⑧ 責任の原則 : 規定されている (未施行)。

4. その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度

<input type="checkbox"/> 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの
—
<input type="checkbox"/> 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの
—